

魚津市新庁舎整備事業基本設計・実施設計業務委託公募型プロ
ポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 魚津市が整備をする新庁舎について、企画提案書の評価等により最もふさわしい設計候補者を選定することを目的として、魚津市新庁舎整備事業基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、審査結果を市長に報告する。

- (1) 企画提案書の評価に関すること。
- (2) 設計候補者の選定に関すること。
- (3) その他設計候補者の選定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 建築・設計等に関する学識経験を有する者
- (2) 魚津市新庁舎整備検討委員会の代表者
- (3) 地域関係団体等の役職者
- (4) 行政関係者
- (5) その他市長が求める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱又は任命した日から委員会が設計候補者を選定した日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会を総理する。
- 3 委員長は、委員会が設計候補者を選定したときは、選定結果を関係書類とともに市長に報告するものとする。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代行する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。

(委員の責務)

第7条 委員は、公平かつ公正に職務を行わなければならない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、総務部財政課新庁舎整備室に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (令和7年5月22日魚津市告示第142号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。